


所管部課	市民部 保険年金課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について			
	区分	<input type="radio"/>	1. 審議事項	2. 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、低未利用土地等の適切な利用・管理を促進するため、個人が保有する低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例控除の規定を設けるため、東大和市国民健康保険税条例を次のように一部改正する。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>付則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加えることにより、以下の長期譲渡所得控除に係る規定を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる土地等：都市計画区域内にある低未利用土地等 (譲渡価格500万円以下で、所有期間が5年を超えるもの) ・対象期間：令和2年7月1日から令和4年12月31日までの譲渡分 ・所得控除金額：100万円(所得金額が100万円に満たない場合は全額) <p>(2) 施行日 令和3年1月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 法律に則り、適正に国民健康保険税が賦課されることとなる。</p>				
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項(問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>令和2年第3回市議会定例会に議案として提出したい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。